

2023年11月30日

内閣府特命担当大臣 加藤 鮎子 殿  
こども家庭庁長官 渡辺 由美子 殿

一般社団法人 全国放課後連  
(障害のある子どもの放課後保障全国連絡会)  
代表理事 村岡真治

### 放課後等デイサービス事業における子どもへの虐待防止についての緊急要望

日頃より、障害児施策の拡充にご尽力くださり、お礼申し上げます。

私どもは、放課後等デイサービス事業（以下「放課後等デイ」という。）を行う事業所を中心に、保護者と連携しながら活動している全国的な連絡会です。2004年に設立して以来、厚生労働省の方々とも定期的に懇談させていただいてまいりました（2022年11月法人格取得）。

放課後等デイは、2012年の制度開始以来、利用児童数、事業所数ともに増加し続けていますが、同時に、子どもへの虐待の件数も増加しています。

今般、大阪府吹田市の事業所において、見失い死亡事故が発生しました。大変痛ましい事案です。さらに、当該事業所では、子どもへの暴行・虐待事実が発覚し、管理者等の逮捕にまで至りました。

私どもは、放課後等デイにおける子どもへの虐待防止の徹底は、喫緊の課題であると認識しています。こども家庭庁においても早急に対応していただきたく、以下、緊急の要望を提出いたします。

#### 1、放課後等デイ事業所における虐待防止についての強いメッセージを発してください

放課後等デイ事業における、「施設従事者による虐待」の件数は、増加傾向が止まらず、2021年度には、障害福祉事業全体の13.6%（95件）を占めています（「令和3年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」（以下「令和3年度虐待対応状況報告書」という。）23頁）。

虐待防止については、2021年度の制度見直しの際に、「従業者への研修の実施」、「虐待防止委員会の設置」、「虐待防止責任者の設置」が運営基準に盛り込まれ、1年間の経過措置ののち、2022年度からは義務化されました。しかし、虐待は後を絶ちません。制度見直しにあたっては、「障害者虐待防止のさらなる推進」というメッセージを掲げていたものの、そのメッセージが適切に伝わっていないことを示しています。

こども家庭庁が創設され、子どもへの虐待を防止する機運が高まっている状況にある今こそ、再度、貴職として強く障害児虐待防止についてのメッセージを発してください。

## 2、虐待の要因となっている現行の人員基準を見直してください

虐待の発生要因の 1 つに「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」があります（「令和 3 年度虐待対応状況報告書」27 頁）。現状の人員基準では、最低 3 人で事業所運営が可能となっていますが、この人員数では、障害のある子どもが安心して楽しく過ごす活動・支援は到底できません。また、複数の職員が支援内容やその質を相互に理解しつつ活動を展開することも欠かせませんが、現状の人員基準ではそれができません。現状の人員基準を虐待防止の観点からも見直す必要があります。

## 3、虐待事案に対する行政の介入を強化し、迅速な対応ができるようにしてください

虐待事案については、通報から実際の行政の介入まで時間がかかります。自治体の虐待対応職員を増強し、対応の迅速化を早急に行ってください。

## 4、虐待が判明した事業所を運営する法人が、新たに事業所を指定申請しようとした場合には、必要かつ合理的な範囲で指定拒否ができることを明確化してください

児童福祉法 21 条の 5 の 15 第 3 項各号では、指定権者が指定を拒否できる事項が列挙されています。しかし、自治体においては、指定申請書類が揃っていれば、指定をしてしまうのが現状です。このような運用は、虐待防止の観点から見ても不適切です。児童福祉法上の拒否要件の 1 つに「申請者が虐待行為を行った場合」を明確に位置付け、必要かつ合理的な範囲で、自治体が事業所指定を拒否できるようにしてください。

## 5、子どもの尊厳・権利、実践の基本、障害理解、虐待防止、活動・支援に関する倫理などを中心とした研修制度の構築を早急に検討してください

直接子どもと関わるスタッフに対する研修制度の構築を早急に検討してください。その際には、子どもの尊厳・権利、実践の基本、障害理解、虐待防止、活動・支援に関する倫理などを柱とし、障害のある子どもの福祉事業としてふさわしい内容となるようにしてください。

以上